

第4章 施策の展開

1 ひとづくり

【課題】

少子高齢化が進行し、福祉分野に限らず、他の分野においても人材不足が深刻な問題になりつつあります。とりわけ、介護分野では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には約2万5千人の人材不足が見込まれます。

一方で、国によると全国にはボランティアなど社会参加活動を行っている50歳から64歳までの人が120万人いると推計されており、こうした年齢層の人材の活用を含め、人材の確保、養成に取り組む必要があります。

また、平成28年7月に発生した津久井やまゆり園の凄惨な事件では、障がい者に対する社会の普遍的な価値観とはあまりにも隔たりのある意識が、事件の背景として取り上げられました。子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域で自分らしくいきいきと暮らすことができる共生社会を実現していく上で、その根幹をなす「ひとづくり」においては、これまで以上に福祉に対する意識の醸成を高める取り組みが必要になっています。

【施策の方向性】

○ 「ともに生きる社会」の実現に向けた意識の醸成

少子高齢化の進行、人口減少、一人暮らし世帯の増加、非正規雇用の増加、生涯未婚率の増加など、生活をめぐる環境が大きく変化しています。

こうした環境の中で生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障がい、病気等にとどまらず、住まい、就労、そして孤立など、いわば「くらし」と「しごと」の全般にまで及びます。

それぞれの地域で共生社会実現に向け、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだけでなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働していくことを促進します。

○ 地域福祉の担い手の養成

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等が地域の各分野の課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に参加・協働することにより、これまで、支援の「受け手」であった人が「支え手」となるような参加の場や就労の場を地域に見出していく取り組みを行います。

また、県民一人ひとりの主体的な力を高めるとともに、制度化された福祉サービスだけでは解決できない地域の課題に対して、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘など地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター^(※)(地域支え合い推進員)」の養成を行う等、様々な地域福祉の担い手を育て、

協働の仕組みを作っていきます。

地域福祉の担い手を養成していくうえでは、地域の構成員同士が他人を思いやり、お互いに助け合おうとする心の大切さについて普及啓発していきます。

○ 福祉・介護人材の確保・定着対策の推進

今後、人材不足が見込まれる福祉・介護人材の確保・定着を推進するに当たり、民間事業者、社会福祉法人、介護関係団体、行政等の福祉・介護の関係主体が連携・協働して、継続的な介護人材確保対策に取り組める体制を構築します。

また、福祉・介護サービス事業者の主体的な人材確保・育成のための取組みを促すために、福祉・介護事業者団体をはじめとする地域の関係者が目的を共有し、協働して仕組みづくりを行えるよう支援します。

地域の若者、中高年齢者等、就業していない女性、潜在的有資格者や福祉・介護分野での就労に関心のある方など、多様な人材層の求職ニーズに対応できるよう、地域密着型の就労支援を展開するなど、福祉人材センターの機能を拡充し、福祉・介護人材確保・定着に向けた中核的な取組みを行っていきます。